

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○秋元委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 岡山から参りました高井崇志です。私も、IR推進法、カジノ法の成立を受けて、特に去年の審議のときからギャンブル依存症対策これについて、しかも、今回はパチンコ、パチスロの依存症対策ということについてお伺いしたいと思えます。

今、ギャンブル依存症というのは、我が国で、厚労省の推計で五百三十六万人と言われていますが、その内訳はなかなかわからないんですが、警察庁が、去年一年間に全国で摘発された刑法犯のうちで、パチンコが原因である件数が千三百二十六件という数字を発表しました。実は、競輪、競馬などのギャンブルが動機なものは九百九十九件と、約一・三倍以上パチンコ由来が大きい。ギャンブル依存症対策に取り組んでいる方と私もいろいろ話しますが、やはりこのパチンコ、パチスロ

が大きな原因であるというふうに言う方が多いです。

しかし、これまで、パチンコは遊技である、ギャンブルではない、そういう建前論のもとで、なかなかパチンコ、パチスロ業界も巻き込んだ依存症対策というのは行われてきませんでしたけれども、今回これだけ注目されるようになって、改めて、大臣のリーダーシップでこれはどのような対策を行っていくのか、まずはお聞きをいたします。

○松本国務大臣 客にパチンコや回胴式遊技機、いわゆるパチスロをさせる営業については、その態様によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあることから、風営適正化法に基づき、必要な規制が行われております。

しかし、パチンコ等への依存問題に関しましては、IR推進法の審議において問題として指摘されたほか、同法の附帯決議におきまして、パチンコ等を含めたギャンブル依存症への対策について言及されたところでございます。

昨年十二月にギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議が開催されました。幅広くギャンブル等依存症全般につきまして、政府一体となって包括的な対策を推進することとされているところでございまして、警察といたしましても、パチンコ等への依存問題について、さまざまな御意見を踏まえつつ関係省庁とも連携をして、必要な対策により一層しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

○高井委員 パチンコのギャンブル依存症対策の、

最大の原因の一つとなっているのが、実は射幸性の高い不正な改造機が出回っていた、この問題を去年の四月二十七日の当委員会で私は質問をいたしました。

実は、警察庁が行ったサンプル調査で、百六十一店舗、二百五十八台をサンプルで抜き出したら、何とその全てが、不正に、検定のときのくぎと、出荷されてホールにあるものが違っていた、これは本当に驚くべき数字をここで紹介したところ、当時、河野大臣でしたけれども、大変これは遺憾だ、すぐに対応すると、本当に私の予想以上の前向きな答弁をいただいて、その後も撤去を進めていただいた。これは本当に政治が決断をできたいい例だと私は思っているんです。

しかし、去年の十一月二十四日に、委員会は違うんですが、科学技術・イノベーション特別委員会で、私のこの不正改造機をどうするかという質問に対して、警察庁の審議官でしたけれども、業界において確実に対象遊技機の撤去、回収がなされるようしっかりと指導する、そういう答弁でありました。

こういう答弁であります。これは警察庁として、今、もうパチンコホールからこの不正改造機は一切なくなったというふうに考えておりますでしょうか、あるいは、それはまたどのように確認しているんでしょうか。

○山下政府参考人 平成二十七年十一月でございますが、パチンコメーカー団体から、風営適正化法に基づき検定を受けた型式の遊技機と異なる性能の遊技機がパチンコメーカーから出荷されてい

る可能性があるとの報告を受けたところ、昨年末を期限として、業界を挙げてこれらの遊技機の撤去、回収が進められたものと承知をいたしております。

パチンコメーカー団体によれば、これまでに撤去、回収の対象となった遊技機約七十三万台のうち、約九九・九%以上が撤去、回収をされ、いまだパチンコ店に設置をされている対象遊技機については、引き続き撤去、回収に全力を挙げているとの報告を受けているところでございます。

また、警察といたしましては、各パチンコ店に対して立ち入りを実施しているところであり、立ち入りにおいて対象遊技機を設置して営業していることを確認した場合には、撤去を指導することとなります。

いずれにいたしましても、警察としては、適正な遊技機による営業がなされるよう指導を徹底するなど、引き続きパチンコ営業の適正化を進めてまいりたいと考えております。

○高井委員 今局長から答弁があったとおり、実は去年の十一月の科技特で私が質問したところ、今、同じような答えでありました。昨年十一月、去年の時点でそういう答弁でしたから、これは一昨年ですよね、つまり二〇一五年の十一月段階でそういう報告を警察は受けているんですね。

ところが、その翌年の二〇一六年の三月三十一日に私が出した質問主意書では、政府の答弁は、パチンコメーカーに対して不正改造に関する検査や調査を行うかどうかは、「都道府県公安委員会において個別具体の事案に即して適切に判断され

るものである。」と、問題の対応を都道府県警に丸投げしている回答をしています。

そして、昨年十一月二十四日の私の質問に対しては、警察庁としてなぜパチンコメーカーに対して検査をしないのかと私が質問したところ、パチンコメーカー団体によれば、該当する遊技機については既に製造、出荷を終了しており、現在、パチンコメーカーは出荷された遊技機と同様の遊技機を保有していないから検査できないんだ、出荷が終わっているから検査できないんだという説明でした。

しかし、これは、二〇一五年の十一月段階で、もう既に業界ぐるみで不正が行われていた可能性があると、このことを警察庁は把握しておきながら、一年間何も検査をしてこなかった。都道府県警に丸投げをしていた結果、結局、その出荷が終わったから、対象機がなくなりましたという検査ができない状況を警察庁がつくり出していたのではないか。これは、私はパチンコメーカーと警察庁の癒着じゃないかと思えます。

なぜ、二〇一五年の十一月段階でパチンコメーカーが不正を行った可能性を知っていたのに、こういった具体的な検査を行わない、あるいは取り消しが法で定められた処分だと思えますが、こういったことを行わなかった理由は何でしょうか。

○山下政府参考人 警察といたしましては、まずは検定機と性能の異なる可能性のある遊技機がパチンコ店から速やかに撤去、回収されることが必要であると判断をいたしました。対象遊技機の撤

去、回収を優先したものでございます。

現在、この対象遊技機の撤去、回収に、先ほど御答弁申し上げましたように、めどがついたことから、各パチンコメーカーから報告を求めると、検定機と性能の異なる可能性のある遊技機が出荷された原因等の調査を改めて行っているところでございます。

いずれにいたしましても、この調査の結果を踏まえて、引き続きパチンコ営業の適正化を進めてまいりたいと考えております。

○高井委員 二〇一五年のパチンコ遊技機の設置台数は二百九十一万台です。先ほど申し上げたとおり、サンプル調査で全てが、一台たりとも、全部不正改造だったということは、全て不正の可能性はある。そうしますと、パチンコ遊技機の一機の値段はおおむね三十万円から四十万円です。ということ、計算すると一兆円規模の不正が行われていたという計算になるわけです。このような大規模な不正を裁量行政で見逃すなど、私は、これは法治国家として到底認められるものではないと思えます。

大臣、これはぜひ政治決断で、今からでも調査できますよ。パチンコメーカーに立入検査に入ってから従業員からヒアリングをするとか、そういった形で、なぜ不正が行われたのか、そして、それを摘発するというのを、ぜひ政治家の決断として、大臣から御答弁ください。

○松本国務大臣 現在、警察では、各パチンコメーカーから報告を求めると、検定機と性能の異なる可能性のある遊技機が出荷された原因等の調

査を行っているところでございます。その結果につきましては、国家公安委員会委員長としても、しっかりと確認してまいります。

いずれにいたしましても、警察としては、適正な遊技機による営業がなされるよう、指導を徹底していくなど、引き続きパチンコ営業の適正化を進めてまいります。

○高井委員 大臣は、今初めてというか、ここまですで詳しい実態は知らなかったかもしれないので、ぜひ、きょう私から申し上げた点をもう一度部下の皆さんに確認をして、決して癒着と疑われることがないように、しっかりとこれははじめをつけていただきたいというふうに思います。

それではお聞きをいたしますが、今回、パチンコメーカーが、検定を通過して、しかし、それを不正に改造してパチンコホールに出荷をしたというのと、それからパチンコホールがその不正改造機を用いて営業をしていた、この両方の責任があると思うんですが、それぞれ、どのような罰則がかかるのでしょうか。

○山下政府参考人 パチンコメーカーが検定を受けた型式に属さない遊技機を検定を受けた型式に属する遊技機として販売をした場合等は、検定取り消しの対象となるものの、風営適正化法では罰則の対象となるものではございません。

それから、パチンコ店において営業の用に供している遊技機が検定機と異なり、著しく射幸性をそそるおそれのある遊技機に該当するものであれば、これは風営適正化法に違反することとなり、行政処分の対象となるものの、風営適正化法上の

罰則の対象となるものではございません。

いずれにいたしましても、先ほど御答弁申し上げましたように、現在、警察といたしましては、各パチンコ店に対して立ち入りを実施し、対象遊技機の設置の有無を確認することとしているほか、各パチンコメーカーから報告を求めるなど、検定機と異なる可能性のある遊技機が出荷された原因等の調査を行っているところでございまして、これらの結果を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

○高井委員 検定取り消しとか営業停止というのは重い処分ですが、しかし、それに至っていないから、今も無罪放免になっているということなんです。

実は、諸外国の例、きょう、内閣官房に来てもらいましたが、もう、ちよつと時間が押しているのですが、私が内閣官房の調査報告書を読んだところ、全て当てはまるかわかりませんが、シンガポールのカジノがこういうマシンを改造して営業していたらどうということになるかという、軽い場合で八千万程度の課徴金、それから重い場合だと売り上げの一〇%の課徴金、こういう罰則がシンガポールではある。

こういったものと比較すると、やはり今、罰則がないということは、他国と比較しても、相対的に規制がそもそも緩いし、しかも、その適用すら先ほど申し上げましたように、私は癒着じゃないかと思いますが、そういうことで進まない。

これでは、特に今回のこの件は、メーカー側が全く無罪放免になっていて、しかも、その撤去も、

パチンコホールの方がかなり多くの費用を持ち出して撤去をさせられている。私はメーカー側に大きな責任があると思いますが、その点、非常に不公平だというふうに思っています。

ぜひ、大臣、ギャンブル依存症の先ほど申し上げた問題も含めて、やはり、パチンコメーカーに対してしっかりと指導をして、この問題も取り組んでいくべきだと思えますけれども、大臣、いかがですか。

○松本国務大臣 先ほども申し上げましたが、パチンコ等への依存問題に関しては、IR推進法の審議において問題として指摘されたほか、同法の附帯決議におきまして、パチンコ等を含めたギャンブル等依存症への対策について言及されたところでございます。

本年一月、パチンコメーカー団体を含むパチンコ業界十四団体は、パチンコへの依存防止対策について最優先課題として取り組んでいく旨を表明したところでございます。パチンコメーカーにあっても、責任を持って取り組んでいただけるものと受けとめていくところでございます。

いずれにいたしましても、警察としても、パチンコ等への依存防止対策について、より一層しっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

○高井委員 大臣のその厳しい姿勢というのが、この業界は、本心に、大臣が何を言ったかとか、局長が何を言ったかというのをよくよく見て、この委員会の答弁なんかも皆さんよく聞いていますので、ぜひそこは厳格に行っていたきたいと思います。

それでは、再発防止という観点から次の質問に入ります。

パチンコ遊技機の性能を確認する方法、これが甘いんじゃないか。このことも、昨年の四月の当委員会が提案をいたしましたのは、風営法の著しく射幸性をそそのめるおそれのある遊技機の基準に違反しているかどうかというのが、遊技機の性能の、外から見ても判断できないという問題。ですから、メーカーが中で勝手にやれてしまうという問題があります。モニターが、それを簡単に判別する方法があるんですね。モニター装置、業界では役比モニターと言っています。この設置を私は義務づけるべきではないかと思えます。

この点も、私が質問したからかどうかわかりませんが、警察庁からも必要性を業界に指導されたというふうにも聞いております。

これは、パチスロについては、実は、もう既に業界が自主基準として、このモニター装置を遊技機につけるといふことを決めたというふうにも聞いておりますが、一方、パチンコについては、この装置を装着する予定というのではないというふうに聞いているんですが、これは、警察、これも大臣、ぜひ、私が一年前の委員会で大いに、答弁して、大臣からもお答えいただきましたので、これはどういふ指導を行っていくのか。また、これは業界の自主基準に任せるのではなくて、しっかりと法律上に位置づける、制度改正も行っていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

〔委員長退席、松本（文）委員長代理着席〕

○松本国務大臣 パチンコ等への依存問題に関して、警察においては、問題として指摘されていることを踏まえ、業界団体に対して依存防止対策等の指導をしているところでございます。

御指摘のパチンコ等の性能表示機能にありましても、射幸性の抑制の観点から、出玉の性能が容易に確認でき、射幸性が過度に高まることを防止することができ遊技機等の開発普及を進めるよう、業界団体に指導しているところでございます。

現在、パチンコメーカー等の業界団体にありましても、その実現に向けて取り組みが進められていることから、警察としては、その状況をしっかりと確認してまいりたいと存じます。

○高井委員 これは、本当にパチスロ業界ではもう自主的にやっている話でありますから、これも大臣のリーダーシップでぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

続いて、今度はパチスロの方の問題になるんですが、だんだんちよつと具体的なことになってくるんですが、パチスロでも、検定の基準よりも射幸性の高い遊技機が出回っているという現実があります。

その原因は、出玉の制御を、規則では、主基板という制御装置で行うことになって、そこが検定の対象になっていんですが、実は、その主基板でないサブ基板で実際には行われているというふうな言われています。

現在、パチスロ業界においても、サブ基板で出玉を制御している遊技機を高射幸性遊技機と指定して、自主的な撤去を順次進めているとは聞いて

います。

しかし、そもそも考えますと、このサブ基板というのは密封されていないんですね。だから、容易に変えることができる。そういうサブ基板で出玉制御をするという手法は、風営法の施行規則の八条に定める、「容易に不正な改造その他の変更が加えられるおそれのある遊技機であること。」という基準に抵触しているのではないかと思えます。

このサブ基板で制御されているパチスロ遊技機は、主基板のみしか性能を確認できない検定制度をいけば脱法的に通過して射幸性が高められてしまっている。しかも、三年間という検定終了後もホールはさらに三年間設置しよう、そういう動きがあるようにも聞いています。サブ基板で性能を制御されているパチスロ遊技機については、そもそもこの認定を認めるべきではないのではないのでしょうか。

また、あわせて、ちよつと二つまとめて聞きますが、業界で自主撤去すると言っていますが、それにとらわれずに、迅速にこれは撤去するように、全国的に、都道府県警に警察庁として指導すべきではないかと考えますが、いかがですか。

○山下政府参考人 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則におきましては、遊技機の、結果に影響を及ぼし、または及ぼすおそれのある機能を有する基板を主基板とし、これを密封することとされています。他方、主基板でない周辺基板は、遊技機の、結果に影響を及ぼし、または及ぼすおそれがある機能が設けられていないものでござい

ます。

このため、遊技機の周辺基板が遊技の結果に影響を及ぼす機能を有するものについては、風営適正化法施行規則第八条に定める「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」に該当することから、同基準に該当しない旨の都道府県公安委員会の認定を受けることはできないと考えられるところでございます。

それから、先生お尋ねの、高射幸性の遊技機についての撤去のお尋ねでございます。

これにつきましては、平成二十七年の六月に、パチンコ営業者団体は、高い射幸性を有するとしたパチンコ遊技機につきまして、設置比率を引き下げる目標を定めて、撤去することとしたところでございます。

パチンコ営業者団体におきましては、平成二十八年十二月一日時点で当該遊技機の比率が設置台数の全体の五〇％以下になることを目標としておりましたところ、同日時点において、その比率は三九・八％であったとの報告を受けているところでございます。

警察といたしましては、こうした遊技機の撤去が確実に進むよう、引き続き指導をしてまいりたいと考えております。

○高井委員　今の御答弁は、サブ基板というものはそもそも認定の対象ではないということですね。それでいいですか。

○山下政府参考人　先ほど御答弁を申し上げましたように、周辺基板がその遊技の結果に影響を及ぼす機能を有しているというものにつきましては、

風営適正化法施行規則に定める「著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準」に該当するということ、これは都道府県公安委員会の認定を受けることはできないというものでございます。

○高井委員　業界の方、これは結構、公の場所もサブ基板で制御しているというのはいくらも一般に知られている話で、ちょっとそのあたりのところも、建前論なのかという気はいたしますが、いずれにしても、その部分をしっかりとしないといけないということにはぜひ御認識をいただきたいと思っております。

それでは、最後に、次の問題に入りますが、検定規則と特許制度との関係についてお聞きをいたします。

パチンコ、パチスロメーカーが遊技機を大量に製造、販売するに当たっては、検定規則に定める技術基準を満たした遊技機を開発し、そして型式に関する検定を取得しなければなりません。しかし一方で、検定規則の技術基準を満たした遊技機を開発、製造しようとする、どうしても回避することが非常に難しい特許権というのが多数存在するそうです。

このような特許に関しては、損害賠償とか差し止め請求訴訟を避けるための対策として、メーカー同士が集まってパテントプールを構成して、会員相互にライセンスして、一括して特許料を徴収して分配する仕組みを構築していると聞いております。

このライセンス料の水準は、例えば、パチンコ遊技機ならば一台八千円程度。これは、年間百五

十万台出荷されるとすれば、百二十億円という巨額のライセンス料が毎年発生するということになります。

しかし、そもそも行政としてこういう特定の特許権を使用するように促す規則をつくるということと自体が、特定の企業に特許権が入るようによ優遇するようにも見えるんですが、これは警察庁としてはどういう見解ですか。

〔松本（文）委員長代理退席、委員長着席〕

○山下政府参考人　パチンコ店の営業者は、その営業所に著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして、風営適正化法施行規則第八条において定める基準に該当する遊技機を設置して営業を営んでほならないとされ、同基準への該当性を判断するために必要な技術上の規格が、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則において定められているところでございます。

同規格は、施行規則第八条の基準に該当しない規格を明らかにするために規定をされているものであり、特定の特許を前提としている、そういうものではございません。仮に、規格を満たすために特定の特許が利用されているとしても、企業が特定の特許を利用することや、また一定の特許権の設定登録をすることについては、当局としてはコメントをさせていただく立場ではございません。警察は、これら規則により、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持等を図っているものでございまして、特定企業の優遇等を図っているものではないと思っております。

○高井委員 それでは、きょう、経産省に来ていただいています。経済産業省では、日本工業標準調査会、JISにおいてさまざまな規格を定めて、そこで定められた技術標準が電力保安行政などに利用されていますけれども、その際、特定の技術標準と特許権をめぐるトラブルが起きるんじゃないかと思いますが、こういった場合、どのような対策をとられておりますか。

○保坂政府参考人 お答え申し上げます。

近年、情報通信分野など技術革新の著しい分野におきまして、特許権を含む工業標準を日本工業規格、いわゆるJISでございますけれども、JISとして制定することが必要な場合がございます。そのため、工業標準化法の運用におきましては、特許権を含むJISを利用した者が後々に高額なライセンス料を請求されるなど不利益をこうむることがないように、必要な措置を実施してございます。

具体的には、経済産業大臣が、JISを策定する前提として、当該規格に含まれる特許権の権利者が、非差別的かつ無償あるいは非差別的かつ廉価であるなど、合理的な条件で実施許諾する旨の声明書を提出することを求めるとともに、策定したJISの前書きの部分に、当該特許権者の氏名と住所の情報を記載することとさせていただきます。

こうした措置の結果、これまでのところ、JISと特許権との関係で問題が起こったケースは承知してございません。

○高井委員 ぜひ、この警察の問題と経済産業省

とも似た話だと思しますので、ちょっとお互い参考にしていただけたらと思います。

もう一つ、ちょっと御提案申し上げたいのは、こういった規制の事情で強制的に使わざるを得ない特許権のライセンス料、先ほど、百二十億円というかなり大きな額でありますけれども、その全てが特許を持つている民間企業の利益に帰属するというのは私には不適當ではないかと。やはり、そのうちの一定の割合を、例えば、ギャンブル依存症対策、のめり込み対策などに活用してもいいのではないかと考えますが、警察庁、いかがですか。

○山下政府参考人 先ほど御答弁申し上げましたように、企業が特定の特許を利用することや、また一定の特許権の設定登録をすることにつきましては、当庁としてはコメントをする立場にはございません。

現在、業界におきましては、パチンコ等への依存防止対策のためにさまざまな取り組みが進められているものと承知をしておりますが、当該取り組みに要する費用につきましては、これは業界において自主的に判断されるものと承知をしております。

○高井委員 もうそろそろ時間でございますので質問はやめますが、大臣、ぜひ、この問題、去年の四月に、私、質問をして、河野大臣からかなり前向きな答弁をいただいて、かなり進んだ。もちろん、業界で痛みを伴った方もいらっしゃると思いますが、やはり、業界の中でも、いや、やっつてよかったという声もたくさんあります。何よりもやはり、利用者、あるいはギャンブル依存症に苦

しむ方々に、これは大きな、ギャンブル依存症対策の中のかなりの比重を占める重要なテーマだと思しますので、関係関係会議なども開かれておりますから、大臣のリーダーシップでしっかりこれを解決することが本当にギャンブル依存症対策になると思っていますので、ぜひよろしく願います。

ありがとうございます。